

長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領

(設置)

第1 本市は、高齢者保健福祉施策、介護保険施策、認知症施策及び地域福祉施策(以下「施策」という。)の推進に当たり、医療・保健関係者、福祉関係者その他市民等から広く意見を聴き、これに反映させるため、長岡市高齢者保健福祉推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

(任務)

第2 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 長岡市高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症施策推進・地域福祉計画の策定、進捗管理及び推進に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の推進に必要な事項

(組織)

第3 会議は、市長が依頼する委員で組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 会議に委員長及び副委員長を置き、市長がこれらを指名する。

2 委員長は、会務を統括し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、委員長がその進行を行う。

(部会)

第7 会議は、第2条各号に定める事項のうち、特に専門的な事項を協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、福祉保健部福祉総務課及び介護保険課で処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。